

インクルーシブ教育システムの構築に必要な要件

- 障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと
- 障害のある者に対する支援のために必要な教育環境が整備されること（基礎的環境整備）
- 障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を行使するため、個々に必要となる適当な変更・調整（合理的配慮）が提供されること

- ☑ 決定した合理的配慮の内容を個別の教育支援計画に明記していますか？
- ☑ 合理的配慮の合意形成後も子供の発達の程度や適応の状況等を勘案しながら、柔軟に見直しができることを共通理解していますか？
- ☑ 決定した合理的配慮の提供により、子供に十分な教育を受けることができるかという観点から評価していますか？
- ☑ 途切れることのない一貫した支援の提供・引継ぎができていますか？

【出典】文部科学省（令和6年）：文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について

合理的配慮の提供～環境の整備との関係～

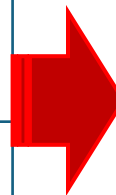
- 障害者差別解消法では、合理的配慮を的確に行えるようにする「環境の整備」（不特定多数の障害者に向けた事前的改善措置）を、行政機関、事業者の努力義務としています。
- 各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなるが、環境の整備と合理的配慮の提供を両輪として進めることが重要です。

「環境の整備」の例 （不特定多数の障害者が主な対象）

特別支援教育の理解を促進するための校内研修を実施する

施設をバリアフリー化する

スクリーンへ文字情報を提示する



「合理的配慮」の例 （個々の場面における障害者が対象）

子供一人一人の障害の状態等に応じた配慮を行う

子供の求めに応じて教室間の移動等の補助を行う

文字情報が見えやすい位置に座席を設定する

意思の表明

○具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることの表明

＜留意事項＞

- ・ 本人・保護者からの意思表示だけでなく、学校として、適切だと思われる配慮を提案するための建設的対話の働き掛けが必要
- ・ 意思表示がしやすくなるよう相談窓口を明確化し周知することが必要

調整

- 詳細な実態把握
- 必要且つ適当な変更・調整であるかどうか検討
- 環境の整備の状況の確認
- 均衡を失した又は過度の負担について検討
- 申し出を踏まえ、代替案を含めた合理的配慮の内容の検討

決定

【出典】文部科学省（令和6年）：文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について